

マイナンバーカードと健康保険証 の一体化について

目次

- 1 現行の保険証の種類
- 2 保険証の種類の変更
- 3 健康保険証の取扱いについて
- 4 被保険者への加入者情報の通知（令和6年度）
- 5 本市の対応方針（案）

1 現行の保険証の種類

種類	対象者	負担割合	有効期間	発行件数	割合
被保険者証 (通年証)	通常の家帯	2割又は3割	1年	109,937家帯	92.4%
短期被保険者証	6か月以上の 保険料の滞納家帯	2割又は3割	6か月	8,865家帯	7.4%
資格証明書	1年以上の 保険料の滞納家帯	10割	1年	201家帯	0.2%

※1 発行件数は、令和5年度当初更新時（8月更新・7月処理）の件数

※2 資格証明書は既存の滞納家帯にのみ発行しており、新規の滞納家帯に対しては発行していない。

2 保険証の種類の変更（国通知）

< 現行 >

種類	対象者	負担割合
被保険者証（通年証）	通常の世帯	2割又は3割
短期被保険者証	6か月以上の保険料の滞納世帯	2割又は3割
資格証明書	1年以上の保険料の滞納世帯	10割



< マイナ保険証一本化後 > 【施行日：令和6年12月2日】

種類	対象者	負担割合
マイナンバーカード	マイナ保険証 取得者	2割、3割又は10割
資格確認書	マイナ保険証 未取得者	2割、3割又は10割

○資格情報のお知らせ …資格情報把握のため、マイナ保険証取得者に交付。

※本様式単独では医療機関受診不可。

○特別療養費に変更する…1年以上の保険料の滞納世帯に交付。

旨の事前通知

医療機関の窓口で医療費を全額（10割）支払った後、後日申請により保険給付分（7割又は8割分）の払い戻しを受けることができる。

※資格確認書等には、特別療養費に該当することが分かるような表示があり、医療機関等は表示の確認を行い、患者に10割の負担を求める。

2 保険証の種類の変更（資格確認書）

< 資格確認書の取扱いについて >

○資格確認書の様式（保険者が選択）

①カード型（縦 54mm・横 86 mm）…本市の現行の保険証様式

②はがき型（縦 128mm・横 91mm）

③A 4 型（縦 297mm・横 210mm）

…マイナンバーカードの紛失時等、短期の有効期限で発行する場合の活用を想定

○資格確認書の記載事項

必須記載事項	任意記載事項
氏名・性別・生年月日 世帯主氏名 被保険者記号・番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日又は資格取得年月日、交付年月日 負担割合、発効期日（70歳以上の被保険者のみ） 有効期限 特別療養費の対象者である場合にはその旨 住所	高額療養費の限度額の適用区分、発効期日 食事療養・生活療養の負担額減額の適用区分、発効期日 長期入院該当日 特定疾病及び自己負担限度額の区分、発効期日 ※保険者の判断で追加しないこととすることも可能 ※限度額適用認定書等については、引き続き本人からの申請に基づき交付することも可能

2 保険証の種類の変更（資格確認書）

○資格確認書の交付対象者

【原則】

本人の申請に基づき交付

【当分の間の運用】

マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付（国が想定している職権交付の対象者は以下のとおり）

- ・ マイナンバーカードを取得していない者
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、電子証明書の有効期限切れの者、マイナンバーカードの返納者
- ・ DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者
- ・ 申請により資格確認書が交付された要配慮者の資格確認書を更新する場合 等

2 保険証の種類の変更（資格確認書）

○資格確認書の様式例（カード型）

(表 面)

〇〇都道府県		有効期限	年	月	日
国民健康保険		発効期日	年	月	日
資格確認書					
記号		番号			(枝番)
氏名		性別			
生年月日	年 月 日	負担割合	割		
適用開始年月日	年 月 日				
交付年月日	年 月 日				
世帯主氏名					
住所					
保険者番号					
交付者名					印

(裏 面)

備考	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄：〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>	

2 保険証の種類の変更（資格情報のお知らせ）

○健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付する。

○資格情報のお知らせの様式

①A4型

②二次元バーコードが記載され、読みこむことでマイナポータルからアクセスできる。

③切り取り用の記載表示

○お知らせすべき情報

- ・氏名
- ・被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名
- ・負担割合、有効期限、発効期日（70歳以上の被保険者のみ）
- ・適用開始年月日又は資格取得年月日、交付年月日
- ・特別療養費の対象者である場合にはその旨
- ・このお知らせのみでは医療機関等を受診できないこと
- ・マイナポータルで自身の被保険者資格情報を確認でき、ダウンロードできること

○交付対象者

マイナ保険証を保有している者。

ただし、資格確認書が交付された者は除く。

別添 21 参考例

資格情報のお知らせ (交付者名) (保険者番号)


あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです

3 健康保険証の取扱いについて

マイナンバー法等の一部改正法

○ 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けている。

公布日：令和5年6月9日
施行日：令和6年12月2日

廃止から最長1年間有効

施行日
(令和6年12月2日)

施行日から1年目の前日まで
(令和7年12月1日)

国保の保険証の有効期間は1年又は2年
後期高齢者医療の保険証の有効期間は1年*

【令和6年8月発行の例】



保険証

8月

発行時の有効期間が1年の場合 令和7年7月末まで

有効期間を令和7年12月まで延長して発行した場合

(国資料を一部編集)

4 被保険者への加入者情報の通知（令和6年度）

○送付の趣旨

個人番号がオンライン資格確認等システムに正確に登録されていることを「お知らせ」するために、個人番号の下4桁の情報を送付する。

○送付の手法

保険証等に同封し送付

○送付の対象者


全被保険者（世帯主に対して送付することを想定）

○送付の時期

令和6年3月から10月までの間に保険証等を送付する場合に併せて送付する。

4 被保険者への加入者情報の通知（令和6年度）

○様式例

<p>111-2222 中央県A市B町1丁目2番345号 中央マンション 601号室 山田 太郎 様</p>	<p>中央県 有効期限令和 6年 7月 31日 国民健康保険 被保険者証 記号 中央A 番号 0102 (枝番)02 氏 名 山田 花子 生年月日 昭和 48年 1月 1日 性別 女 適用開始年月日 平成 30年 4月 1日 交付年月日 令和 5年 8月 1日 世帯主氏名 山田 太郎 住所 中央県A市B町1丁目2番345号 中央マンション 601号室 保険者番号 900010交付者名 A市 </p> <p>資格取得年月：平成 30年 4月 1日</p>
<p>カスタマバーコード</p>	<p>【大切なお知らせ】 保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。 なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたのマイナンバーは、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、〇〇市国民健康保険課までご連絡ください。 あなたの個人番号：**** * 5678</p>
<p>簡易書留用バーコード</p>	
<p>(山田 花子 様分)</p>	
<p>A市 国保課 中央県A市2丁目1番1号</p>	

5 本市の対応方針（案）

（1）今後の保険証の種類と負担割合

< 現行 >

種類	対象者	負担割合
被保険者証（通年証）	通常の家帯	2割又は3割
短期被保険者証	6か月以上の保険料の滞納家帯	2割又は3割
資格証明書	1年以上の保険料の滞納家帯	10割



< マイナ保険証一本化後 >

種類	対象者	負担割合
マイナンバーカード	マイナ保険証 取得者	2割又は3割
資格確認書	マイナ保険証 未取得者	2割又は3割

○資格情報のお知らせ …資格情報把握のため、マイナ保険証取得者に交付。

※本様式単独では医療機関受診不可。

○本市では徴収の事務体制が整っていることから、特別療養費に変更する旨の事前通知については、**対応を検討中。**

5 本市の対応方針（案）

（2）資格確認書・資格情報のお知らせの運用案

※現時点の情報での運用案

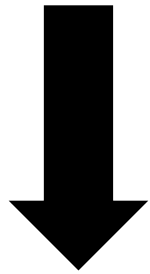
区 分	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象者	マイナ保険証 <u>未取得者</u>	マイナ保険証 <u>取得者</u>
有効期間	原則 1 年間	原則 1 年間
様 式	カード型	A 4
記載項目	氏名・性別・生年月日、世帯主氏名 被保険者記号・番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日、交付年月日 負担割合、発効期日（70歳以上のみ） 有効期限、住所	氏名 被保険者記号・番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日、交付年月日 負担割合、有効期限、発効期日(70歳以上のみ) このお知らせのみでは受診不可の旨 等
申請の有無	原則申請が必要。 <u>当分の間はマイナ保険証を保有して いない者に職権交付。</u> マイナ保険証の利用登録を解除した場 合や紛失等の場合は申請により交付。	新規資格取得時や負担割合の変更時に交付

5 本市の対応方針（案）

（3）今後のスケジュール案

令和6年8月1日 **保険証一斉更新（有効期限：令和7年7月31日）**
短期証廃止・資格証明書継続交付

令和6年12月2日 改正マイナンバー法施行
⇒現行の保険証廃止（最長1年間猶予）



この間に社保や転入等により新たに本市の国保資格を取得した場合は、現行の保険証は発行されないため、マイナ保険証のない方には資格確認書を交付し、マイナ保険証のある方には資格情報のお知らせを交付する。

令和7年7月31日 現行の保険証の有効期限到来

令和7年8月1日 **マイナ保険証に移行・現行の保険証廃止**
資格証明書廃止
資格確認書又は資格情報のお知らせを一斉交付